

平成21年度 児童手当 ●●● 新規の申請は5月中に!

今まで所得制限を超えているために受給できなかったかたも、毎年6月分の手当からは最新の所得状況によって審査しますので、限度額未滿となり受給することができ
る場合があります。これは、年によって所得や扶養親族などの状況に変動があるため
です。また、限度額が改正されることもあります。

前に請求して却下となったかた、現況届による審査で受給資格が消滅したかたなども
受給することができる場合がありますので申請するようにしてください。6月分から
受給するためには、5月中に認定請求の手続きをする必要があります。

※手当は、申請の翌月分から支給になります。早めに申請してください。なお、資格
があっても申請しないと受給できませんのでご注意ください。公務員のかたは勤務先
に申請してください。

■支給対象

小学6年生まで（平成9年4月2日以降生まれ）
の児童を扶養しているかた

■児童1人当たりの手当月額

3歳未満 10,000円
3歳児～小学6年生 第1子・第2子は5,000円
第3子以降は10,000円

■手続きに必要なもの

- ①申請者が厚生（共済）年金加入者の場合、「健康保険被保険者証のコピー」または「年金加入証明書」（国民年金に加入のかたは必要ありません）
- ②申請者名義の普通預金口座番号がわかるもの
（申請者名義で、ゆうちょ銀行・ネット銀行を除く各金融機関）
- ③認め印
- ④平成21年1月1日に皆野町に住所がなかったかたは、「平成21年度所得課税証明書」または「平成21年度（児童手当用）所得証明書」（扶養人数、各種控除などの記載のあるもの）
※平成21年1月1日の住所地で交付を受けてください。（申請後に提出可）
- ⑤その他必要に応じて提出していただく書類があります。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当
☎62-1230 内線111

【平成21年度所得制限額】



平成20年中の 税法上の扶養親族の数	所得制限限度額（万円）	
	国民年金加入者・未加入者	厚生（共済）年金などの加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円

以下、1人増すごとに38万円を加算

子育て 支援

第3子の保育料が無料に!

4月から、保育園に3人以上の児童が
就園している場合の第3子の保育料を無
料としました。



問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1230 内線113